

障害物の除去を実施する被災の方並びに事業者の方にはお願いです。

半壊・床上浸水以上が対象です！

費用の限度額： 1 世帯当たり 138,700 円以内

この制度を利用するためには、罹災証明書が必要です。障害物の除去を実施する際は、実施箇所がわかるよう**写真**を撮影してください。
カメラがなければスマホでも構いません。

宅地の周辺に堆積した土砂を除去ができない状態のとき、自治体が施工業者等に依頼して除去するものであり、被害の状況写真が必要です。



罹災証明書の内容によっては、災害救助法の適用にならない可能性があります。
まずは、ご相談ください！

問い合わせ：都市整備課 暮らしの再建係 0946-28-7137